

四万十市が ウェディング支援を 実施します!!

結婚式をしませんか?
披露宴をしませんか?
フォトウェディングをしませんか?
これから結婚しようとしている方
新型コロナウイルス感染症の
蔓延であきらめた方
延期した方

どれか1つ、
複数でも対象です。

給付金額は給付対象経費の3分の1まで

MAX50万円!!

※対象：令和4年4月1日～令和5年2月28日までに結婚式・披露宴・フォトウェディングを行うカップルの方

四万十市ウェディング支援給付金

【申請期間】令和4年7月11日(月)～令和5年2月28日(火)

注意! 申請期間中でも予算がなくなり次第終了します。

目的

新型コロナウイルス感染拡大で、結婚式等の開催の延期または中止を余儀なくされているカップルがいることから、市内の結婚式等の実施件数は減少しています。このため、要件に該当するカップルが感染対策を徹底し、結婚式(フォトウェディング含む)や披露宴等を実施した場合に当該経費の一部を支援することで、結婚の意思を持つカップルの結婚を後押しし、結婚に向けた機運醸成と関連する商工業の振興に寄与することを目的としています。

給付対象者

以下の条件に当てはまる方は申請ができます。

- 申請時にカップルのどちらかが四万十市民であること。
- 令和4年4月1日から令和5年2月28日の期間中に婚姻届を提出したカップル
- 令和2年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出したが、結婚式等を中止・延期をしたカップル
- 四万十市内で結婚式等を行う(行った)カップル
- 今後も四万十市に定住する意思のある方

以下の方は申請できません。

- 四万十市の事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号(平成24年3月22日規則第7号)のいずれかに該当すると認められる者

給付の対象となる結婚式・披露宴・フォトウェディング

令和4年4月1日(金)から令和5年2月28日(火)までの間に四万十市内で行う結婚式・披露宴・フォトウェディングが対象です。

- 申請は1度限りです。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況にかかわらず、**期間の延長は行いません。**

区分	対象となる条件(すべてを満たす必要があります)
結婚式 披露宴	<ul style="list-style-type: none">・結婚式場、神社、教会、屋形船、飲食店等、場所や形態は問わないが、市内に事業所を有するウェディングプランナー等の事業者プロデュースの委託をし、市内の結婚式場、飲食店等で行うこと。・公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく新型コロナウイルスの感染防止対策を講じること。
フォトウェディング	<ul style="list-style-type: none">・市内に事業所を有するウェディングプランナー等にフォトウェディングのプロデュースを委託し、原則として市内で撮影等を行うこと。

※ 結婚式・披露宴・フォトウェディングのうちいずれか1つ、もしくは複数を行った場合が対象となります。

申請から給付までの流れ及び必要書類

これからご結婚される方・コロナで結婚式等ができなかった方

式場等への正式な申し込み

1 ウェディング計画認定申請書を提出する

- ウェディング計画認定申請書(様式第1号) 式場等担当者の署名が必要です。
- 2人分の本人確認のできるもの
 - ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポート など
- 婚姻を証明するもの ※婚姻届をすでに提出されている方のみ
 - ・婚姻届受理証明書 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)



計画通り実施する場合

日程変更や中止をする場合

認定計画変更等承認申請書を提出する

結婚式等の計画の認定の後に、結婚式等の日程の変更または中止をする場合は、事前に「認定計画変更等承認申請書」を提出し、市の承認を受けてください。

- ※給付金額が10万円未満の増減の場合など、軽微な変更の場合は不要
- 認定計画変更等承認申請書(様式第3号)

日程の変更

結婚式等の中止

結婚式・披露宴・フォトウェディングの実施

手続き終了

費用の支払い完了

令和4年4月1日から令和4年7月10日までに結婚式等を実施された方は、請求書からの提出となります。(提出期限:令和4年11月30日)

2 ウェディング支援給付金給付申請書兼請求書を提出する

- ウェディング支援給付金給付申請書兼請求書(様式第4号)
- 婚姻を証明するもの「婚姻届受理証明書」「戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)」【申請時提出された方は不要】
- 2人分の本人確認のできるもの【申請時提出された方は不要】
- かかった費用の内訳が分かる請求書及び領収書のコピー
- 対象事業の実施状況が分かる写真
- 感染防止対策実施証明書(委託先の結婚式場事業者により記載:フォトウェディングのみの場合は不要)
- 振込口座の通帳のコピー(口座名義、銀行・支店名、口座番号がわかるもの)

給付金額

結婚式・披露宴・フォトウェディングにかかった費用の1/3(千円未満切捨て)と給付上限額の50万円のうち、**どちらか少ない方の額**を給付します。

区分	給付上限額	対象外経費
結婚式 披露宴	50万円	・交通費 ・宿泊費
フォトウェディング		・衣装購入費 ・結婚指輪代

申請方法

申請書に必要な書類を添付し、子育て支援課の窓口へ提出してください。

○ 申請書の入手方法

- (1) 四万十市公式ホームページからダウンロード
- (2) 四万十市子育て支援課の窓口
- (3) 市内に事業所を有する結婚式場業者、ウェディングプランナーの事務所等



注意事項

実績報告資料として提出いただいた写真は、市公式ホームページ等で公表する可能性があるほか、市の婚活支援事業等の資料として活用させていただきます。※氏名・住所などは公表しません。

申請・お問い合わせ先

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市子育て支援課 企画係

TEL 0880-34-9007

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

※水曜日のみ午後7時まで

※このパンフレットは、四万十市ウェディング支援給付金の概要になります。

詳細については、四万十市公式ホームページをご確認ください。

<https://www.city.shimanto.lg.jp/site/kosodate/6620.html>

四万十市 ウェディング給付金

検索



Happy
Wedding

